

# 横浜市外にお住まいで 西区内の保育所等入所を希望される方へ



西区のマスコット  
キャラクター  
「にしまるちゃん」

## 1 横浜市外にお住まいの方の申請について

### ◆ 申請書類の提出先

原則として、申請時点でお住まいの市区町村へ申請してください。

- (\*1) 申請方法(郵送申請が可能か等)は、提出先の市区町村へ御確認ください。
- (\*2) 一度の申請で、横浜市全区すべての保育所等を申請することが可能です。
- (\*3) お住まいの市区町村から直接横浜市への申請を案内された場合や、日本国外にお住まいで利用開始までに帰国を予定されている方は、西区こども家庭支援課へ御相談ください。

### ◆ 申請が可能な入所時期

4月入所二次申請～3月入所は、横浜市への転入の有無を問わず、どなたでも申請できます。  
ただし、4月入所一次申請は、保育所等利用開始の前日(3/31)までに横浜市へ転入予定がある場合のみ申請できます。

### ◆ 必要な書類

- ① 給付認定申請書、利用申請書
- ② 保育を必要とする状況がわかる書類(就労(予定)証明書 等)
- ③ 令和3年度住民税(非)課税証明書
- ④ 横浜市への転入時期、転入後の住所がわかる資料  
(賃貸契約書の写し、不動産売買契約書の写し、工事請負契約書の写し等)

- (\*1) 上記①②について、現在お住まいの市区町村の様式を使用して差し支えありません。ただし、申請書の様式は各市区町村の選考基準に沿って作成されているため、横浜市以外の様式では横浜市の審査基準(横浜市利用調整基準)の事項を確認できない場合もあります。  
可能であれば、横浜市の定める様式で書類を御用意いただき提出してください。
- (\*2) 上記④について、横浜市へ転入予定の場合は御用意いただき提出してください。  
なお、横浜市へ転入予定がある場合でも、横浜市への転入時期や転入後の住所を確認できる資料の提出がない場合は、「転入予定のない方」として扱います。
- (\*3) 状況により上記以外の書類の提出をお願いすることがありますので、予め御了承ください。

### ◆ 申請締切日

横浜市の締切日の1週間前までに申請手続きを終えてください。

- (\*1) 提出いただいた申請書類が横浜市の締切日までに届いた場合のみ、審査対象とします。  
期日に余裕をもって申請してください。
- (\*2) 横浜市以外の市区町村の保育所等と併願される場合は、それぞれが定める申請書類の提出締切日を御確認いただき、最も早い日にあわせてお手続きください。

### ◆ 審査基準

横浜市利用調整基準に沿って審査を行います。現在お住まいの市区町村に住みながら保育所等の利用を希望する場合、「父・母が保育できない理由、状況」のランクは一律「I」となります(利用開始の前日までに横浜市へ転入予定で、挙証資料の提出によりそのことが確認できた方を除く。)

## 2 必要書類の追加・差替えがあるときや、希望する保育所等を変更する場合について

必要書類の追加・差替えがあるときや、希望する保育所等を変更するときは、申請手続きを行った市区町村へ書類を提出してください。横浜市で審査を行った結果、書類の不足・不備等があった場合、申請手続きを行った市区町村から御案内します。用意いただいた書類は、申請手続きを行った市区町村へ御提出ください。

## 3 利用申請の結果の通知について

利用申請の結果は、申請手続きを行った市区町村から保護者へ通知します。

申請の結果、保留(不承諾)となり、その申請が年度末まで有効な場合でも、次回以降の審査結果は利用決定となった場合のみ通知します。横浜市内の保育所等への利用申請は、利用開始希望日の属する年度の3月入所まで有効です。

## 4 利用申請中(申請の結果、利用保留となった場合を含む。)に横浜市へ転居される場合について

横浜市転入後に改めて横浜市民としての申請が必要となります。転居日が決まりましたら、転入する区子ども家庭支援課保育担当まで御連絡をお願いします。



## 5 保育所等の利用が決定した後の手続きについて

### ◆ 横浜市へ転居される場合

横浜市が指定した期日までに①横浜市への転入手続き、②横浜市民としての保育所等の利用申請を終える必要があります。転居日が決まりましたら、利用が決定した施設の所在区子ども家庭支援課保育担当まで御連絡をお願いします。

### ◆ 現在お住まいの市区町村に住みながら保育所等を利用するとき

- ・申請手続きを行った市区町村から、保育所等の利用料の金額や支払先、今後認定内容に変更が生じた際のお手続きについて、御案内します。
- ・保育所等の利用をやめる際は、申請手続きを行った市区町村へ届出をしてください。

## 6 その他

- ・横浜市の保育所等の利用を希望される場合は、この御案内に記載の事項のほか、必ず最新の『横浜市保育所等利用案内』を御確認のうえ、申請してください。
- ・横浜市が指定する期日までに必要な手続きをされなかったときや申請内容と事実が相違する場合、申請結果を取り消すことがあります。

この御案内について御不明な点がありましたら、西区役所子ども家庭支援課保育担当へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

横浜市西区役所子ども家庭支援課保育担当

受付時間:平日8時45分から17時まで(祝日・年末年始除く)

電話:045-320-8472